

昭和三十五年通商産業省令第五十八号

商工会法施行規則

商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年法律第八十九号）に基づき、および同法を実施するため、商工会の組織等に関する法律施行規則を次のように制定する。

（議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法）

第一条 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号。以下「法」という。）第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの
二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

（創立総会の議事録）

第一条の二 法第二十二條第七項（法第五十五條第十五條において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成しなければならない。

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 創立総会が開催された日時及び場所
二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
三 創立総会に出席した発起人、設立当時の会長、設立当時の副会長、設立当時の理事又は設立当時の監事の氏名又は名称
四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名
五 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称

（設立の認可の申請）

第一条の三 法第二十三條第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設立の趣旨
二 発起人が会員たる資格を有することを証する事項
三 役員たるべき者の氏名、住所及び略歴
四 会員たるべき者の氏名又は名称及び住所並びにその加入の申込みがあつたことを証する事項
五 創立総会の会日の少なくとも二週間前までに、法第二十二條第二項の規定に従つて、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告したことを証する事項

法第二十三條第二項第二号の規定に適合していることを証する事項

- 七 創立総会の議事の経過
法第五十五條第十五條において準用する法第二十三條第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 前項第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事項
二 役員たるべき者が、都道府県商工会連合会にあつてはその会員にならうとする商工会の会員（法人にあつては、その役員員）、全国商工会連合会にあつてはその会員にならうとする都道府県商工会連合会の会員たる商工会の会員（法人にあつては、その役員員）であるときは、これを証する事項

三 創立総会の会日の少なくとも二週間前までに、法第五十五條第十五條において準用する法第二十二條第二項の規定に従つて、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告したことを証する事項

第二条 法第二十三條第一項（法第五十五條第十五條において準用する場合を含む。）の規定により設立の認可を申請しようとする者は、様式第一による申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（監事の意見書に係る電磁的記録）
第二条の二 法第三十八條第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとす。

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）
第二条の三 法第四十二條第四項の経済産業省令で定める方法は、第一条第二号に掲げる方法とする。

（総会又は総代会の招集の承認の申請）
第三条 法第四十二條第五項（法第四十八條第五項及び法第五十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定により総会又は総代会の招集について承認を受けようとする者は、様式第二による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 会員又は総代の名簿
二 会員又は総代の総数の五分の一以上の同意を得たことを証する書面
（定款変更の認可の申請）
第四条 法第四十四條第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 変更しようとする事項
二 変更の決議をした総会又は総代会の議事の経過
三 定款の変更が地区に係るものであるときは、会員及び会員たるべき者の氏名及び住所並びに法第四十四條第四項において準用する法第二十三條第二項第二号の規定に適合していることを証する事項

法第五十八條第四項において準用する法第四十四條第二項の経済産業省令で定める事項は、前項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

第五条 法第四十四條第二項（法第五十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を申請しようとする者は、様式第三による申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（総会の議事録）
第五条の二 法第四十六條の三（法第五十八條第四項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない会長、副会長、理事又は監事が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
二 総会の議事の経過の要領及びその結果
三 法第三十一條第四項に定める監事の監査結果についての一報告内容の概要
四 総会に出席した会長、副会長、理事又は監事の氏名

五 総会の議長が存するときは、議長の氏名
六 議事録の作成に係る職務を行つた役員の名

（決算関係書類の提出）

第六条 法第四十九條（法第五十八條第五項において準用する場合を含む。）の規定により事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を提出しようとする者は、様式第四による提出書にそれらの書類を承認した通常総会又は通常総代会の議事録の謄本を添えて、経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（身分を示す証明書）

第七条 法第五十條第二項（法第五十八條第五項において準用する場合を含む。）に規定する職員のお身分を示す証明書の様式は、様式第五のとおりとする。

（解散の届出）

第八条 法第五十二條第二項（法第五十八條第六項において準用する場合を含む。）の規定により商工会又は商工会連合会の解散の届出をしようとする者は、様式第六による届出書に解散の決議をした総会の議事録の謄本を添えて、経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（合併の認可の申請）

第八条の二 法第五十二條の二第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 合併によつて消滅する商工会の名称及び住所を記載した書面
二 合併の理由を記載した書面
三 合併契約書の謄本
四 合併を決議した総会の議事の経過
五 法第五十二條の二第三項の規定に適合していることを証する書面
六 財産目録及び貸借対照表

2 法第五十二條の三第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

3 合併により商工会を設立しようとする場合にあっては、前二項の書類のほか、合併によつて設立する商工会の役員の名、住所及び略歴を記載した書面並びにこれらの役員を選任並びに法第五十二條の二第二項の定款、事業計画書及び収支予算書並びに第一項第三号の書類の作成



(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

様式第一

様式第二

様式第三

様式第四

様式第五

様式第六

様式第七

様式第八

様式第九

様式第十

(第8条の3)

(第8条の3)